

山梨県社会保険労務士会倫理規程

(目的)

第1条 この規定は、会員が社会保険労務士倫理綱領（以下「倫理綱領」という。）を遵守するための必要な事項を定めることを目的とする。

(会則の遵守)

第2条 会員は、本会並びに全国社会保険労務士会連合会の会則、規定及び決議等並びに関係諸法令を誠実に遵守しなければならない。

2 会員は、この規定に定めのない事項についても、倫理綱領の精神に基づき、みずから遵守すべき職業倫理のあることを認識し、会員としての良識において行動しなければならない。

(会に対する協力義務)

第3条 会員は、本会若しくは支部又は連合会から業務に関する協力を求められた場合は、特に正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

(事務所名の掲示)

第4条 開業社会保険労務士は、その事務所に社会保険労務士の氏名を掲示しなければならない。

2 社会保険労務士法人は、法人の名称を掲示しなければならない。

(社会保険労務士証票等の携帯)

第5条 会員は、社会保険労務士業務を行うときは、社会保険労務士証票及び会員証を携帯しなければならない。

2 会員は、社会保険労務士業務を行うときは、会員徽章を佩用するよう努めるものとする。

(広告・宣伝等)

第6条 会員は、虚偽、誇大等、良識を疑われるような広告・宣伝等を行ってはならない。

(会員間の規律)

第7条 会員は、信義を重んじ、みだりに他の会員を誹謗し、又は名誉を傷つけてはならない。

(業務の受託)

第 8 条 会員は、業務を受託するにあたり、依頼書との間における信頼関係を保持するため、報酬等を明確に定めた契約書を取り交わす等、紛議が生じないよう十分に配慮しなければならない。

(業務に対する責任)

第 9 条 会員は、受託した業務は責任をもって遂行しなければならない。

2 会員は、労働社会保険関係業務及び労務管理の専門家としての良心にもとづいて行動しなければならない。

(業務の研さん)

第 10 条 会員は、労働社会保険関係業務及び労務管理の専門家として、常に研さんに努めなければならない。

(あっせん業者との提携及び名義貸しの禁止)

第 11 条 会員は、業務のあっせんを業とする者、又はこれに類する者から業務のあっせんを受けてはならない。また、これらの者を利用したり、若しくはこれらの者に自己の名義を利用させてはならない。

(職務の監督)

第 12 条 会員は、善良なる管理者として、職員を指導監督しなければならない。

附 則

この規定は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。